

ネットとうほく 2017 (検) 第 12 号-1
2018 年 (平成 30 年) 3 月 22 日

〒605-0074

京都市東山区祇園町南側 551 番地

公益財団法人 日本漢字能力検定協会 御中

〒981-0933

仙台市青葉区柏木 1 丁目 2-40

ブライツシティ柏木 702 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



照 会 書

消費者市民ネットとうほく (以下、当団体という) は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。平成 29 年 4 月 25 日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当団体において、貴法人が実施する日本漢字能力検定の検定料について、検定料の支払後、申込書類を期限内に送付しなかった場合に、全く返金されないのは問題があるのではないかとこの情報提供がありました。

そこで、貴法人のホームページ (http://www.kanken.or.jp/kanken/personal/apply/apply_bookstore.html) を拝見したところ、下記の記載がありました。

記

ご注意ください

検定料を払い込まれても、必着日までに願書と書店払込証書が協会に到着しなければ、申し込みは無効となります。ご注意ください。

※申込後の変更・取り消し・返金はできません。また、次回への延期もできませんのでご注意ください。

そこで、下記事項について、お尋ねしますので、ご回答いただきますようお願いいたします。

つきましては、本書面到達後1ヶ月以内に、ご回答を書面にて当団体まで送付頂きますようお願いいたします。

なお、本件に関する当団体の活動及び内容の公表につきましては、別紙「消費者市民ネットとうほくの「申し入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

【ご照会事項】

- 1 支払済みの検定料は返金できないとの記載がHP上にありますが、以下のような時点で申し込みを撤回又はキャンセルした場合でも検定料の返還を一切請求できないのでしょうか。その理由を併せてご教示ください。
 - (1) 検定料入金後、願書と書店払込証書の提出前で、かつ、必着日を経過した時点
 - (2) 検定料入金後、願書と書店払込証書の提出前で、かつ、必着日前の時点
 - (3) 検定料入金後、願書と書店払込証書の提出後で、かつ、必着日前の時点
 - (4) 検定料入金後、願書と書店払込証書の提出後で、かつ、必着日を経過したが、受験日前の時点
- 2 HP上では申込方法概要を説明したチラシが掲載されており、規定（規程）が確認できませんでしたので、申込みに関する規定（規程）をご提供ください。

以上